

昭和六十一年四月

勞働省組織令
婦人少年問題審議會令

勞働省婦人局

室長
8-19 10.5-9

労働省組織令

昭和二十七年八月三十日
政令 第三百九十三号

目次

第一章 本省	1
第一節 内部部局	1
第一款 大臣官房及び局の設置等（第一条）第九 条）	1
第二款 課の設置等	11
第一目 大臣官房（第十条）第二十一条）	11
第二目 劳政局（第二十二條）第二十五條）	16
第三目 労働基準局（第二十六條）第三十八條）	17
附則	38

第二章 外局	34
--------	----

第一節 中央労働委員会事務局	34
第一款 特別な職（第六十四条）	34
第二款 課の設置等（第六十五条）第七十一条）	34
第一節 公共企業体等労働委員会事務局	37
第一款 特別な職（第七十二条）	37
第二款 課の設置等（第七十三条）第七十五条）	37
第三節 施設等機関（第六十条）第六十三条）	33
第二節 審議会等（第五十九条）	32
第八條）	30
第六目 職業能力開発局（第五十四条）第五十 八條）	25
第五目 職業安定局（第四十四条）第五十三條）	23
第四目 婦人局（第三十九条）第四十三條）	23

第一章 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房及び局の設置等

(大臣官房、局及び部の設置)

第一条 本省に、大臣官房及び次の五局を置く。

労 政 局

労働基準局

婦 人 局

職業安定局

職業能力開発局

2 大臣官房に政策調査部を、労働基準局に安全衛生部及び賃金福祉部を、職業安定局に高齢者対策部を置く。

(特別な職)

第二条 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

第三条 大臣官房に総務審議官一人を置く。

2 総務審議官は、命を受けて労働省の所管行政に属する重要事項についての企画、立案及び総合調整に関する事務を総括整理する。

3 大臣官房に審議官四人を置く。

4 審議官は、命を受けて、労働省の所管行政に属する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

5 大臣官房に参事官三人を置く。

6 参事官は、命を受けて労働省の所管行政に属する特定の事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(大臣官房の事務)

第四条 大臣官房においては、労働省の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

- 三 大臣の官印及び省印を保管すること。
- 四 公文書類を受け受し、發送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 八 行政の考査を行うこと。
- 九 渉外に關すること。
- 十 広報に關すること。
- 十一 法令案の審査に關すること。
- 十二 総合調整に關すること。
- 十三 基本的かつ総合的な政策の企画に關すること。
- 十四 雇用審議會に關すること。
- 十五 労働保険審査會に關すること。
- 十六 労働研修所の管理及び監督を行うこと。
- 十七 雇用促進事業団の監督その他雇用促進事業団法（昭和

- 三十六年法律第十六号）、炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号。第三章（雇用促進事業団の援護業務）の規定のうち雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に關する部分に限る。）、港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号。第六章（雇用促進事業団の業務）及び第八章（雜則）の規定のうち雇用促進事業団及び納付金事務組合の業務に係る認可その他監督に關する部分に限る。）及び勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号。雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に關する部分に限る。）の施行に關すること。
- 十八 身体障害者雇用促進協會の監督に關すること。
- 十九 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の施行に關すること。
- 二十 労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料の徴収に關すること。
- 二十一 労働保険事務組合の業務に係る認可その他監督に關

すること。

二十二 前二号に掲げるもののほか、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の施行に関すること。

二十三 労働保険特別会計の徴収勘定の経理を行うこと。

二十四 労働組合、労働爭議その他労働問題に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。

二十五 労働条件に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。

二十六 賃金、給料その他給与に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。

二十七 労働者生計費に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。

二十八 職業に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。

二十九 第二十四号から前号までに掲げるもののほか、労働省の所掌事務に係る調査で他の所掌に属しないものを行い、

及びその結果を刊行すること。

三十 労働に関する資料その他の情報の収集、整理及び分析を行い、並びにその結果を提供すること。

三十一 前各号に掲げるもののほか、労働省の所掌事務で、他の所掌に属しないもの。

2 政策調査部は、前項第十二号に掲げる事務のうち基本的かつ総合的な政策の企画に関連する事務に係るもの、同項第十三号、第十四号及び第二十四号から第二十九号までに掲げる事務並びに同項第三十号に掲げる事務（労働に関する資料その他の情報のうち国内の労働に係るものに限る。）をつかさどる。

（労政局の事務）

第五条 労政局においては、次の事務をつかさどる。

一 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関すること（中央労働委員会の所掌に属する事務を除く。）。

二 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十

七号）及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の施行に關すること（公共企業体等労働委員會及び中央労働委員會の所掌に屬する事務を除く。）。

三 法令に基づいて、労働大臣の権限に屬する中央労働委員會及び公共企業体等労働委員會に關する事務を行うこと。

四 労働組合及び労働関係の調整に關する啓もう宣伝を行うこと。

五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）に基づいて、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、及びこれらを監督すること。

六 日本労働協会の監督その他日本労働協会法（昭和三十三年法律第三百三十二号）の施行に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、労働組合その他労働に關する団体及び労働関係の調整に關する事務で他の所掌に屬しないもの。

（労働基準局の事務）

第六条 労働基準局においては、次の事務をつかさどる。

一 賃金、労働時間及び休息に關すること。

二 産業安全に關すること（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する鉱山（以下この条、第三十三条（安全課）及び第三十四条（労働衛生課）において単に「鉱山」という。）における保安に關するものを除く。）。

三 労働衛生に關すること（鉱山における通氣及び災害時の救護に關するものを除く。）。

四 労働者についてのじん肺管理区分の決定に關すること。

五 労働者災害補償に關すること。

六 労働者災害補償保険の保険給付に關する事業及び労働福祉事業を行うこと。

七 労働保険特別会計の労災勘定の経理を行うこと。

八 労働福祉事業団、中央労働災害防止協会、労働災害防止協会、検査代行機関、個別検定代行機関、型式検定代行機

関、検査業者、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十

七号）第七十五条の二（指定試験機関の指定）第一項の指定試験機関、作業環境測定機関、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二十条（指定）第二項の指定試験機関、指定講習機関、指定登録機関、中小企業退職金共済事業団、特定業種退職金共済組合及び勤労者財産形成基金の監督に関すること。

九 最低賃金に関すること。

九の二 年少労働者の保護及び年少労働者に特殊な労働条件の向上に関すること。

九の三 児童の使用禁止に関すること。

十 勤労者財産形成政策基本方針を定めること。

十一 労働能率の増進を図ること。

十二 労働基準監督官の権限の行使その他工場事業場等における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関すること。

十三 産業安全研究所及び産業医学総合研究所の管理及び監

督を行うこと。

十四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法律の施行に関することその他労働条件及び労働者の保護に関する事務で他の所掌に属しないもの。

イ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

ロ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

ハ 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）

ニ 労働安全衛生法

ホ 労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）

ヘ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）

ト じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）

チ 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）

リ 港湾労働法（第七章（港湾労働者の退職金共済制度）

の規定に限る。第三項において同じ。）

ヌ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（昭和四十二年法律第九十二号）

ル 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号。第四章（安全及び衛生）の規定に限る。第二項において同じ。）

ヲ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
ワ 作業環境測定法

カ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

十五 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号。第八条から第十条まで（職業指導等）の規定を除く。）の施行に関すること
とその他勤労青少年の福祉に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、労働者の福祉の増進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

2 安全衛生部は、前項第二号から第四号までに掲げる事務、同項第八号に掲げる事務のうち中央労働災害防止協会、労働災害防止協会、検査代行機関、個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、労働安全衛生法第七十五条の二第一項

の指定試験機関、作業環境測定機関、作業環境測定法第二十条第二項の指定試験機関、指定講習機関及び指定登録機関の監督に関するもの、前項第十三号に掲げる事務並びに同項第十四号に掲げる事務のうち労働安全衛生法、じん肺法、労働災害防止団体会法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（第三条（使用者及び労働者の義務）、第五条（健康診断）及び第六条（作業の転換等の措置）の規定に限る。）、家内労働法及び作業環境測定法の施行に関するものをつかさどる。

3 賃金福祉部は、第一項第一号に掲げる事務（労働時間及び休息に関するものについては、労働基準法の施行に関するものを除く。）、同項第八号に掲げる事務のうち中小企業退職金共済事業団、特定業種退職金共済組合及び勤労者財産形成基金の監督に関するもの、同項第九号から第十一号までに掲げる事務、同項第十四号に掲げる事務のうち最低賃金法、中小企業退職金共済法、港湾労働法、勤労者財産形成促進法及び賃金の支払の確保等に関する法律（第三条（貯蓄金の保全措

置）及び第四条（貯蓄金の保全措置に係る命令）の規定を除く。）の施行に関するもの並びに同項第十五号及び第十六号に掲げる事務をつかさどる。

（婦人局の事務）

第七条 婦人局においては、次の事務をつかさどる。

一 女子労働者福祉対策基本方針を定めることその他雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号。第二十二条及び第二十三条の規定並びに第二十四条の規定のうち他の所掌に係る部分を除く。第四十一条及び第四十三条において同じ。）の施行に関すること。

二 婦人労働者の保護及び婦人労働者に特殊な労働条件の向上に関すること。

三 家族労働問題及び家事使用人に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。

五 労働省の所管行政に係る短時間労働者に係る対策の取りまとめに関すること。

六 最低工賃に関すること。

七 前号に掲げるもののほか、家内労働法の施行に関することその他家内労働者に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）。

八 労働者の家族問題に関すること（法律に基づいて他省の所掌に属させられたものを除く。第四十三条において同じ。）。

九 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。

（職業安定局の事務）

第八条 職業安定局においては、次の事務をつかさどる。

一 雇用対策基本計画の策定に関すること。

二 職業の紹介及び指導その他労務需給の調整に関すること。

三 労働者供給事業の禁止及び労働者の募集に関すること。

四 定年の引上げ等による雇用の延長の促進その他高年齢者

の職業の安定に関する事。

五 高年齢者雇用率の達成に関する計画に関する事。

五の二 中央高年齢者雇用安定センターの監督に関する事。

六 中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画の作成

に関する事。

七 身体障害者の採用又は雇入れに関する計画に関する事。

八 失業対策に関する事。

九 炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する事。

十 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の

石炭勘定の経理を行う事。

十一 雇用保険事業を行う事（他の所掌に属するものを除

く）。

十二 労働保険特別会計の雇用勘定の経理を行う事。

十三 国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によって

給与が支給される者に対し雇用保険法（昭和四十九年法律

第百十六号）に規定する条件に従って行う退職手当の支給

に関する事。

十四 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第

百五十八号）の規定に基づいて行う就職指導に関する事。

十五 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十

一号）の規定に基づいて行う就職指導に関する事。

十六 建設雇用改善計画の策定に関する事。

十七 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法律の施行に

関することその他雇用に関する事務で他の所掌に属しない

もの

イ 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号。職業訓

練、技能検定その他職業能力開発局の所掌に係る部分を

除く。）

ロ 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

ハ 雇用保険法

ニ 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）

ホ 炭鉱離職者臨時措置法（第五条（職業訓練）の規定及

び第三章（雇用促進事業団の援護業務）の規定のうち大

臣官房の所掌に係る部分を除く。）

- ヘ 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号。第五章第三節「身体障害者雇用促進協会による身体障害者雇用調整金の支給等」及び第六章「身体障害者雇用促進協会」の規定のうち他の所掌に係る部分を除く。）
- ト 港湾労働法（第六章「雇用促進事業団の業務」及び第八章「雑則」の規定のうち他の所掌に係る部分並びに第七章「港湾労働者の退職金共済制度」の規定を除く。）
- チ 勤労青少年福祉法（第八条から第十条まで「職業指導等」の規定に限る。）
- リ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号。職業訓練に関する部分を除く。）
- ヌ 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号。職業訓練に関する部分を除く。）
- ル 沖縄振興開発特別措置法（第六章「職業の安定のための特別措置」〔職業訓練に関する部分を除く〕の規定に限る。）
- ヲ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（第二十二条「職業指導等」の規定及び第二十四条「再就職の援助」の規定のうち職業指導、職業紹介その他職業の安定に関する措置に係る部分に限る。）
- ワ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）
- カ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号。第三条「職業訓練」の規定を除く。）
- コ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号。第二章「一般旅客定期航路事業等の再編成」、第四章「一般旅客定期航路事業等離職者に関する措置」及び第五章「雑則」〔職業訓練に関する部分を除く〕の規定に限る。）

タ 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号。第七

十一条（職業訓練）の規定を除く。）

2 高齢者対策部は、前項第四号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる事務並びに同項第十七号に掲げる事務のうち雇用対策法（第六章（中高年齢者等の職業の安定）（身体障害に係る部分を除く。）の規定に限る。）、緊急失業対策法、炭鉱離職者臨時措置法、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、沖縄振興開発特別措置法（第三十九条（振興開発計画に基づく事業等への就労）の規定に限る。）及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（第二十一条から第二十三条まで（公共事業への就労促進）の規定に限る。）の施行に関するものをつかさどる。（職

（職業能力開発局の事務）

第九条 職業能力開発局においては、次の事務をつかさどる。

一 職業能力開発基本計画の策定に関すること。

二 公共職業訓練施設、事業主その他のものの行う職業訓練に関すること。

三 駐留軍関係離職者、炭鉱離職者、港湾労働者、漁業離職者、一般旅客定期航路事業等離職者、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者に対する職業訓練に関すること。

四 職業訓練指導員の訓練及び免許その他の資格に関すること。

五 技能検定に関すること。

六 中央職業能力開発協会の監督に関すること。

七 職業能力開発局の所掌に係る事務に係る国際協力に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、勤労青少年福祉法（第十一条の規定に限る。）及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（第二十三条（職業能力の開発及び向上の促進）の規定

及び第二十四条（再就職の援助）の規定のうち職業能力の再開発の措置に係る部分に限る。）の施行に關すること並びに雇用保險法第六十三条第一項第三号の職業講習及び同項第四号の助成及び援助に關することその他労働省の所掌に係る労働者の職業に必要な能力（以下「職業能力」という。）の開発及び向上に關する事務で他の所掌に屬しないもの

第二款 課の設置等

第一目 大臣官房

（大臣官房の分課）

第十条 大臣官房に、政策調査部に置くもののほか、次の五課を置く。

秘書課
総務課
會計課
國際労働課
労働保險徴収課

2 政策調査部に次の六課を置く。

管理課
總合政策課
労働經濟課
産業労働調査課
統計調査第一課
統計調査第二課

（秘書課）

第十一条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 職員の定員に關すること。
- 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 四 労働省の所管行政の事務能率の増進に關すること。
- 五 恩給に關すること。
- 六 栄典及び表彰に關すること。

七 儀式典礼に関する事。

八 大臣、事務次官及び政務次官の官印並びに省印の保管に関する事。

九 労働研修所の管理及び監督に関する事。

(総務課)

第十二条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働省の所管行政に係る総合調整に関する事。

二 労働省の機構に関する事。

三 法令案その他文書の審査及び進達に関する事。

四 労働省の所管行政の考査に関する事。

五 国会との連絡に関する事。

六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

七 官報掲載に関する事。

八 広報に関する事。

九 労働保険審査会に関する事。

十 雇用促進事業団の監督その他雇用促進事業団法、炭鉱離

職者臨時措置法（第三章（雇用促進事業団の援護業務）の

規定のうち雇用促進事業団の業務に係る認可その他監督に

関する部分に限る。）、港湾労働法（第六章（雇用促進事業

団の業務）及び第八章（雑則）の規定のうち雇用促進事業

団及び納付金事務組合の業務に係る認可その他監督に関す

る部分に限る。）、及び勤労者財産形成促進法（雇用促進事業

団の業務に係る認可その他監督に関する部分に限る。）の施

行に関する事。

十一 身体障害者雇用促進協会の監督に関する事。

十二 前各号に掲げるもののほか、大臣官房の所掌に係る事

務で他の所掌に属しないもの。

(会計課)

第十三条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事。

二 会計の監査に関する事。

三 行政財産及び物品の管理に関する事。

四 営繕に関すること。

五 庁内の取締りに関すること。

六 労働省共済組合に関すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

(国際労働課)

第十四条 国際労働課においては、次の事務をつかさどる。

一 国際労働機関その他労働省の所掌事務に係る国際機関、外国の労働行政機関及び労働組合等に関する事務で労働省の所管行政に係るものの総合調整に関すること。

二 国際労働機関その他労働省の所掌事務に係る国際機関、外国の労働行政機関及び労働組合等との労働省の所管行政についての連絡及び情報の交換に関すること。

三 海外に移住する労働者に関する事務の総合調整に関すること。

四 労働省の所管行政に係る賠償及び国際協力に関する事務の総合調整に関すること。

五 労働に関する資料その他の情報のうち海外の労働に係るものの収集、整理、保管及び分析並びにその結果の提供に関すること。

六 海外に対する広報に関すること。

七 職員の海外渡航に関すること。

(労働保険徴収課)

第十五条 労働保険徴収課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。

二 労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関すること。

三 労働保険事務組合の業務に係る認可その他監督に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に関すること。

五 労働保険特別会計の徴収勘定に関すること。

六 前各号に掲げる事務の監察に関すること。

七 社会保険労務士法の施行に関すること。

(管理課)

第十六条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

一 政策調査部の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。

二 政策調査部の所掌に係る事務の監察に関すること。

三 労働省の所管行政に係る情報の電子計算機による処理及び提供に関する取りまとめに関すること。

四 労働に関する資料その他の情報の収集、整理、保管及び提供に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五 政策調査部において行う統計調査の集計並びに集計材料及び集計結果の材料の保存に関すること。

六 政策調査部の所掌に係る事務に関する電子計算機の利用及び運行の管理に関すること。

七 国立国会図書館支部労働省図書館に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、政策調査部の所掌に係る事

務で他の所掌に属しないもの。

(総合政策課)

第十七条 総合政策課においては、次の事務をつかさどる。

一 政策調査部の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること（産業労働調査課の所掌に属するものを除く。）。

二 労働省の所管行政に関する基本的かつ総合的な政策の企画に関すること。

三 前号に掲げる事務に関連する労働省の所掌事務の総合調整に関すること。

四 雇用審議会に関すること。

(労働経済課)

第十八条 労働経済課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働に関する経済問題に関する総合的な分析に関すること。

二 労働に関する経済問題に関する総合的な見通しの作成に

関すること。

三 第一号に掲げるもののほか、政策調査部において行う調査の結果その他労働に関する情報の総合的な分析に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（産業労働調査課）

第十九条 産業労働調査課においては、次の事務をつかさどる。

一 政策調査部の所掌に係る統計調査に関する企画及び連絡調整に関すること。

二 労働省の所管行政に係る統計報告に関する調整に関すること。

三 産業に係る経済事情の変化に伴う雇用及び労働条件の変化に関する調査に関すること。

四 企業における雇用管理、賃金制度及び労働時間制度に関する調査に関すること。

五 労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。

六 労働者の福祉に関する統計調査に関すること。

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、他の所掌に属しない調査に関すること。

八 労働省の所管行政に係る統計調査に関する外国の労働行政機関等との連絡及び情報の交換に関すること。

（統計調査第一課）

第二十条 統計調査第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 雇用及び失業に関する統計調査に関すること（産業労働調査課の所掌に属するものを除く。）。

二 毎月勤労統計調査に関すること。

（統計調査第二課）

第二十一条 統計調査第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三 労働時間に関する統計調査に関すること（他の所掌に属

するものを除く。)

四 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。

五 労働組合及び労働争議その他の労働関係に係る事項に関する統計調査に関すること。

第二目 労政局

(労政局の分課)

第二十二条 労政局に次の三課を置く。

労 政 課

労働法規課

労働組合課

(労政課)

第二十三条 労政課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働関係に関する基本的な政策の企画に関すること。

二 労政局の所掌に係る事務の総合調整に関すること。

三 労政局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶

務に関すること。

四 中央労働委員会及び公共企業体等労働委員会の委員等の任免の手續に関すること。

五 労働組合及び労働関係の調整に関する教育及び啓蒙に関すること。

六 労働金庫及び労働金庫連合会の事業の免許及び監督に関すること。

七 日本労働協会の監督その他日本労働協会法の施行に関すること。

八 労働組合その他労働に関する団体が行う共済事業その他福祉活動に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、労政局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(労働法規課)

第二十四条 労働法規課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働組合法、労働関係調整法、公共企業体等労働関係法

及び地方公営企業労働関係法の施行に關すること（他の所掌に屬するものを除く。）。

二 労働協約及び労働組合の規約に關する調査に關すること。

三 労働組合及び労働関係の調整に關する法令の調査及び企画に關すること。

（労働組合課）

第二十五条 労働組合課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働組合の組織及び活動、使用者及び使用者団体の労働關係に關する活動その他労働關係に關する調査に關すること。

二 労働關係の自主的な調整に対する政府の助力その他労働爭議の予防及び解決の促進に關すること（他の所掌に屬するものを除く。）。

三 労働關係調整法第三十七条（公益事業に対する抜打爭議行為の禁止）及び労働關係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第二条（届出の方法及び届出があつた

場合の措置）第三項の規定による通知の受理に關すること。

第三目 労働基準局

（労働基準局の分課）

第二十六条 労働基準局に、安全衛生部及び賃金福祉部に置くもののほか、次の四課及び一室を置く。

庶務課

監督課

労災管理課

補償課

労災保険業務室

2 安全衛生部に次の四課を置く。

計画課

安全課

労働衛生課

化学物質調査課

3 賃金福祉部に次の三課を置く。

企 画 課
福 祉 課
賃 金 課

(庶務課)

第二十七條 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働基準局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に關すること。

二 労働基準局の所掌に係る事務一般に関する連絡調整に關すること（監督課の所掌に属するものを除く。）。

三 前二号に掲げるもののほか、労働基準局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(監督課)

第二十八條 監督課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働基準監督官の権限の行使その他工場事業場等における労働者の労働条件及び労働者の保護に関する監督に關すること。

二 前号に掲げるもののほか、労働基準法の施行に關すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三 事業主が管理する労働者の貯蓄金の保全措置に關すること。

四 労働基準局の所掌に係る事務一般に関する企画に關すること。

五 労働基準局の所掌に係る法令の立案に關する連絡調整に關すること。

六 中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会に關すること（他の所掌に属するものを除く。）。

七 労働基準監督官分限審議会に關すること。

八 労働基準監督官試験に關すること。

九 労働基準局の所掌に係る事務の監察に關すること（労災管理課の所掌に属するものを除く。）。

(労災管理課)

第二十九條 労災管理課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働者災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務に関する企画及び連絡調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二 労働保険特別会計の労災勘定に関すること。

三 労働者災害補償保険の労働福祉事業に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

四 労働者災害補償保険審議会に関すること。

五 労働者災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務の監察に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 労働福祉事業団の監督その他労働福祉事業団法の施行に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、労働者災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務で他の所掌に属しないもの

（補償課）

第三十条 補償課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働者災害補償の実施に関すること。

二 労働者災害補償保険法に基づく保険給付及びこれに係る徴収金の徴収に関すること（労災保険業務室の所掌に属するものを除く。）。

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条（一般保険料に係る保険料率）第一項第一号の労災保険率、同法第十四条（第二種特別加入保険料の額）第一項の第二種特別加入保険料率及び同法第十四条の二（第三種特別加入保険料の額）第一項の第三種特別加入保険料率（次条において「労災保険率等」という。）並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関すること（労災保険業務室の所掌に属するものを除く。）。

四 労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（労災保険業務室）

第三十一条 労災保険業務室においては、次の事務をつかさどる。

一 労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付の支給並びに療養の給付を行う病院及び診療所に対する当該給付に要する費用の支払に関すること。

二 労働者災害補償保険の労働福祉事業として行われる年金たる特別支給金及び労災就学等援護費の支給に関すること。

三 労働者災害補償保険法に基づく保険給付に関する記録の作成、整理及び保管を行うこと。

四 労災保険率等及び労働者災害補償保険の特別保険料率に関する資料の作成、整理及び保管を行うこと。

五 労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する資料の作成、整理及び保管を行うこと（他の所掌に属するものを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、労働者災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務（他の所掌に属する事務を除く。）に関する電子計算機の利用及び運行の管理に関すること。

（計画課）

第三十二条 計画課においては、次の事務をつかさどる。

一 安全衛生部の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。

二 労働災害防止計画の策定に関すること。

三 労働災害防止計画の実施に関して都道府県労働基準局の行う事務の調整及び指導に関すること。

四 労働安全衛生法第七十五条の二（指定試験機関の指定）第一項の指定試験機関の監督に関すること。

五 労働安全衛生法第八十八条（計画の届出等）第三項の規定による計画の届出に関すること。

六 中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に関すること。

七 部内の庶務に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、安全衛生部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（安全課）

第三十三条 安全課においては、次の事務をつかさどる。

一 産業安全の基準に関すること（鉱山における保安の基準に関するものを除く。）。

二 産業安全に関する検査代行機関、個別検定代行機関及び型式検定代行機関の監督に関すること。

三 産業安全に関する検査業者の登録及び監督に関すること。

四 労働安全コンサルタント試験の実施及び労働安全コンサルタントの登録に関すること。

五 産業安全専門官の事務に関すること。

六 産業安全研究所の管理及び監督に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の安全の確保に関すること（鉱山における保安に関するものを除く。）で他の所掌に属しないもの

（労働衛生課）

第三十四条 労働衛生課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働衛生の基準に関すること（鉱山における通気及び災

害時の救護の基準に関するもの並びに化学物質調査課の所掌に属するものを除く。）。

二 労働衛生に関する型式検定代行機関の監督に関すること。

三 労働衛生コンサルタント試験の実施及び労働衛生コンサルタントの登録に関すること。

四 労働衛生専門官の事務に関すること。

五 作業環境測定士試験の実施並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の登録に関すること。

六 作業環境測定機関、作業環境測定法第二十条（指定）第二

二項の指定試験機関及び指定講習機関の監督に関すること。

七 労働者についてのじん肺管理区分の決定に関すること。

八 産業医学総合研究所の管理及び監督に関すること。

九 じん肺審議会に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、労働者の衛生の確保に関すること（鉱山における通気及び災害時の救護に関するものを除く。）で他の所掌に属しないもの

(化学物質調査課)

第三十五条 化学物質調査課においては、次の事務をつかさどる。

一 事業者から届出があった化学物質についての有害性の調査の結果等に関する審査を行い、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講ずべきことを事業者に対して勧告すること。その他労働安全衛生法第五十七条の二及び第五十七条の三(化学物質の有害性の調査)の規定する化学物質についての有害性の調査に関すること。

二 労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係を把握するための疫学的調査その他の調査に関すること。

三 化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針に関すること。

(企画課)

第三十六条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 賃金福祉部の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。

二 賃金、労働時間及び休息に関する施策の樹立に関すること。

三 賃金の支払の確保等に関する法律の施行に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

三の二 年少労働者の保護及び年少労働者に特殊な労働条件の向上に関すること。

三の三 児童の使用禁止に関すること。

四 勤労青少年福祉対策基本方針を定めること。その他勤労青少年の福祉に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

五 第二号から前号までに掲げるもののほか、労働者の福祉の増進に関する施策の樹立に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

六 婦人少年問題審議会に関すること。

七 部内の庶務に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、賃金福祉部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(福祉課)

第三十七条 福祉課においては、次の事務をつかさどる。

一 中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の監督に関すること。

二 中小企業退職金共済審議会に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、中小企業退職金共済法の施行に関すること。

四 港湾労働法第七章（港湾労働者の退職金共済制度）に規定する港湾労働者の退職金共済制度に関すること。

五 勤労者財産形成政策基本方針を定めること。

六 勤労者財産形成基金の監督に関すること。

七 勤労者財産形成審議会に関すること。

八 前三号に掲げるもののほか、勤労者財産形成促進法の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

九 労働能率の増進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(賃金課)

第三十八条 賃金課においては、次の事務をつかさどる。

一 賃金に関する労働基準法の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二 最低賃金に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三 退職手当の保全措置及び退職労働者の賃金に係る遅延利息に関すること。

四 賃金体系等に関する事項についての資料の提供等による関係者に対する援助に関すること。

五 中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会に関すること（婦人局の所掌に属するものを除く。）。

第四目 婦人局

(婦人局の分課)

第三十九条 婦人局に次の四課を置く。

庶務課

婦人政策課

婦人労働課

婦人福祉課

(庶務課)

第四十条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

一 婦人局の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。

二 労働省の所管行政に関し、婦人局において行う調査の結果その他婦人労働者問題及び婦人問題に関する情報の総合的な分析を行うこと。

三 婦人局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。

四 婦人少年問題審議会に関すること。

五 婦人局の所掌に係る事務の監察に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、婦人局の所掌に係る事務で

他の所掌に属しないもの

(婦人政策課)

第四十一条 婦人政策課においては、次の事務をつかさどる。

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進に関する政策の企画及び連絡調整に関すること。

二 女子労働者福祉対策基本方針を定めること。

三 機会均等調停委員会に関すること。

四 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する問題に関する調査及び啓もうに関すること。

五 前三号に掲げるもののほか、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

六 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する連絡調整に関すること。

七 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する調査、啓もう

及び相談に関すること。

(婦人労働課)

第四十二条 婦人労働課においては、次の事務をつかさどる。

一 婦人労働者の保護及び婦人労働者に特殊な労働条件の向上に關すること。

二 家事使用人に關すること。

三 婦人の就業についての相談、指導及び講習に關すること
(他局の所掌に屬するものを除く。)

四 婦人労働者問題に關する調査及び啓もうに關すること
(婦人政策課の所掌に屬するものを除く。)

五 労働省の所管行政に係る短時間労働者に係る対策の取り
まどめに關すること。

六 最低工資に關すること。

七 家内労働に關する施策の樹立に關すること。

八 中央家内労働審議会、地方家内労働審議会、地方労働基準審議会に置かれる家内労働部会及び地方最低賃金審議会

に置かれる最低工資専門部会に關すること。

(婦人福祉課)

第四十三条 婦人福祉課においては、次の事務をつかさどる。

一 育児休業に關すること。

二 再雇用特別措置に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に關する法律(女子労働者の就業に關する援助の措置等に係る部分に限る。)の施行に關すること(婦人労働課の所掌に屬するものを除く。)

四 家族労働問題に關すること。

五 前各号に掲げるもののほか、婦人労働者の福祉に關すること(他の所掌に屬するものを除く。)

六 労働者の家族問題に關すること。

第五目 職業安定局

(職業安定局の分課)

第四十四条 職業安定局に、高齢者対策部に置くもののほか、

次の五課及び一室を置く。

庶務課

雇用政策課

雇用保険課

業務指導課

特別雇用対策課

労働市場センター業務室

2 高齢者対策部に次の三課を置く。

企画課

職業対策課

失業対策事業課

(庶務課)

第四十五条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 職業安定局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。

- 二 公共職業安定所の業務一般の運営についての管理に関すること。

- 三 中央職業安定審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会及び身体障害者雇用審議会に関すること。

- 四 職業安定局の所掌に係る事務の監察に関すること。

- 五 前各号に掲げるもののほか、職業安定局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(雇用政策課)

第四十六条 雇用政策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 職業安定局の所掌に係る雇用に関する政策の企画に関すること。

- 二 職業安定局の所掌に係る事務の総合調整に関すること。

- 三 雇用対策基本計画の策定に関すること。

- 四 農村地域工業導入基本方針及び農村地域工業導入基本計画に関すること。

- 五 雇用量の増加その他雇用量の調整に関する企画について

の関係行政機関との連絡に関すること。

- 六 雇用に関する情報及び資料の収集、整理及び活用に関すること（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。

- 七 職業安定局の所掌に係る海外移住、賠償及び国際協力に関すること。

（雇用保険課）

第四十七条 雇用保険課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 雇用保険事業に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

- 二 労働保険特別会計の雇用勘定に関すること。

- 三 国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によって給与が支給される者に対し雇用保険法に規定する条件に従って行う退職手当の支給に関すること。

- 四 前三号に掲げる事務の監察に関すること。

（業務指導課）

第四十八条 業務指導課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 職業紹介に関すること（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。

- 二 労働者供給事業及び労働者の募集に関すること。

- 三 職業指導、職業適性検査及び職業分析に関すること。

- 四 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校、関係行政機関等との間における連絡、援助又は協力に関すること。

- 五 身体障害者の雇用の促進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

- 六 駐留軍関係離職者対策に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

- 七 漁業離職者対策に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

- 八 特定不況業種離職者対策及び特定不況地域離職者対策に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

九 一般旅客定期航路事業等離職者対策に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

十 第五号から前号までに掲げるもののほか、職業転換給付金の支給その他労働者の就職を容易にさせるための援護措置に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

十一 沖縄振興開発特別措置法（第六章（職業の安定のための特別措置）の規定に限る。）の施行に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

十二 労働者の雇用に関する事項について事業主等に対して行う必要な助言その他の措置に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

（特別雇用対策課）

第四十九条 特別雇用対策課においては、次の事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 港湾労働法の施行に関する事。

二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の施行に関する

事。

三 農村地域工業導入促進法の施行に関する事。

四 前号に掲げるもののほか、農業従事者の職業の転換を容易にさせるための措置に関する事。

五 季節的に雇用される労働者の雇用に関する援護措置に関する事。

（労働市場センター業務室）

第五十条 労働市場センター業務室においては、次の事務をつかさどる。

一 求人及び求職の結合に係る調整及び連絡を行う事。

二 労働市場に関する情報の収集、整理及び連絡を行う事。

三 雇用保険の被保険者及びこれを雇用する事業主に関する記録（日雇労働被保険者に係るものを除く。）の作成、整理及び保管を行う事。

四 前三号に掲げるもののほか、職業安定局の所掌に係る事務に関する電子計算機及び関連通信施設の利用並びにこれ

らの運行の管理に関すること。

(企画課)

第五十一条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 高齢者の職業の安定に関する政策の樹立に関すること。
- 二 失業対策に関する政策の樹立に関すること。
- 三 高齢者対策部の所掌に係る事務一般に関する連絡調整に関すること。
- 四 緊急失業対策法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法に規定する公共事業並びに沖縄振興開発特別措置法第三十九条（振興開発計画に基づく事業等への就労）第一項に規定する事業における失業者の吸収に関すること。

石炭勘定に関すること。

- 七 日雇労働者の就業機会の確保に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

- 八 部内の庶務に関すること。

- 九 前各号に掲げるもののほか、高齢者対策部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(職業対策課)

第五十二条 職業対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 一定年の引上げ等による雇用の延長の促進に関すること。
- 二 中央高齢者雇用安定センター及び都道府県高齢者雇用安定センターに関すること。
- 三 高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るための事業主に対する援助等の措置に関すること。

- 五 炭鉱離職者対策に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の
- 四 前二号に掲げるもののほか、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五 高年齢者の労働能力の活用に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、高年齢者の職業の安定に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（失業対策事業課）

第五十三条 失業対策事業課においては、次の事務をつかさどる。

一 緊急失業対策法に規定する失業対策事業に関すること。

二 失業対策事業賃金審議会に関すること。

三 特定地域開発就労事業に関すること。

四 炭鉱離職者緊急就労対策事業及び産炭地域開発就労事業に関すること。

五 第一号、第三号及び前号に掲げる事務の監察に関すること。

第六目 職業能力開発局

（職業能力開発局の分課）

第五十四条 職業能力開発局に次の四課を置く。

管 理 課

能力開発課

技能振興課

海外協力課

（管理課）

第五十五条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

一 職業能力開発局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。

二 職業能力開発促進法第十六条第二項の規定による認可に関すること。

三 職業能力の開発及び向上に関する助言、勧告及び命令に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

四 再就職が困難な求職者に対してその就職を容易にさせるために行われる職業訓練を受ける者に対する助言その他の援助措置に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五 雇用対策法第十三条（職業転換給付金の支給）第二号に

掲げる給付金に関すること（職業安定局の所掌に属するものを除く。）。

六 港湾労働法第二十九条（業務の範囲）第二号の訓練に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

七 中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、職業能力開発局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

（能力開発課）

第五十六条 能力開発課においては、次の事務をつかさどる。

一 職業能力の開発及び向上に関する政策の企画に関すること。

二 職業能力開発局の所掌に係る事務一般に関する連絡調整に関すること。

三 職業能力開発基本計画の策定及び都道府県職業能力開発計画の策定についての助言又は勧告に関すること。

四 職業能力開発促進法第二十七条（職業訓練大学校）第一項の準則訓練に関する基準、教科書その他の教材及び技能照査に関すること。

五 職業能力の開発及び向上に関する技術的な事項についての助言、勧告及び命令に関すること。

六 職業能力開発促進法第二十四条（職業訓練の認定）第一項の規定による認定に関すること。

七 認定職業訓練その他事業主等の行う職業訓練その他の職業能力の開発及び向上の促進についての援助に関すること。

八 職業訓練法人に関すること。

九 職業訓練指導員免許、職業訓練指導員試験その他職業訓練指導員に関すること。

十 中央職業能力開発審議会に関すること。

十一 雇用保険法第六十三条（能力開発事業）第三項第三号の職業講習及び同項第四号の助成及び援助に関すること。

十二 職業能力の開発及び向上に関する理解の普及に関する

こと。

十三 職業能力の開発及び向上に関する情報及び資料の収集、整理及び活用に関すること。

(技能振興課)

第五十七条 技能振興課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 技能評価のための基準の設定に関すること。
- 二 技能検定の実施計画の策定その他技能検定の実施に関すること。

三 技能士に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の技能に係る競技大会に関すること。その他労働者の技能の向上に関すること

(能力開発課の所掌に属するものを除く。)

(海外協力課)

第五十八条 海外協力課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 開発途上にある海外の地域における職業訓練施設の設置及び運営に係る技術協力その他の国際協力事業団が行う職

業訓練に係る技術協力に関すること。

二 技術協力に関する職業能力開発局の所掌に係る団体に対する指導及び援助に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、職業能力開発局の所掌に係る賠償及び国際協力に関すること。

四 海外に移住する労働者の職業訓練に関すること。

五 前各号に掲げる事務に関する職業能力開発局の所掌に係る事務の連絡調整に関すること。

第二節 審議会等

(審議会等)

第五十九条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に婦人少年問題審議会を置く。

2 婦人少年問題審議会は、労働大臣の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項を労働大臣及び関係行政機関に建議する。

- 一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

女子労働者の福祉の増進に関する法律の施行及び改正、婦人労働者の保護及び婦人労働者に特殊な労働条件の向上、家族労働問題、家事使用人に関する問題その他婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。

二 労働者の家族問題及び婦人の地位の向上その他婦人問題に関すること。

三 年少労働者の保護及び年少労働者に特殊な労働条件の向上、児童の使用禁止、勤労青少年福祉法の施行及び改正その他勤労青少年の福祉に関すること。

3 前二項に定めるもののほか、婦人少年問題審議会に關し必要事項については、別に政令で定めるところによる。

4 法律の規定により置かれる雇用審議会、中央労働基準審議会、労働者災害補償保険審議会、中央最低賃金審議会、中小企業退職金共済審議会、じん肺審議会、勤労者財産形成審議会、中央家内労働審議会、中央職業安定審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、失業対策事業賃金審議会、

身体障害者雇用審議会、中央職業能力開発審議会及び労働保険審査会は、本省に置かれるものとする。

第三節 施設等機関

(施設等機関の設置)

第六十条 本省に次の施設等機関を置く。

産業安全研究所

産業医学総合研究所

労働研究所

(産業安全研究所)

第六十一条 産業安全研究所は、工場事業場における災害予防の調査研究を行う機関とする。

2 産業安全研究所の位置及び内部組織は、労働省令で定める。
(産業医学総合研究所)

第六十二条 産業医学総合研究所は、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査研究を行う機関とする。

2 産業医学総合研究所の位置及び内部組織は、労働省令で定める。

（労働研修所）

第六十三条 労働研修所は、労働省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対し、その職務を行うのに必要な訓練を行う機関とする。

2 労働研修所の位置及び内部組織は、労働省令で定める。

3 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第四条（労働省の所掌事務）第十一号に規定する政令で定める文教研修施設は、労働研修所とする。

第二章 外局

第一節 中央労働委員会事務局

第一款 特別な職

（特別な職）

第六十四条 中央労働委員会（以下この節において「委員会」

という。）の事務局に事務局次長二人を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の所掌に係る事務を整理する。

第二款 課の設置等

（事務局の分課）

第六十五条 委員会の事務局に次の六課を置く。

総務課

審査第一課

審査第二課

審査第三課

調整第一課

調整第二課

（総務課）

第六十六条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二 職員の福利厚生に関すること。

三 予算、決算及び会計に関すること。

四 行政財産及び物品に関すること。

五 庁内の取締りその他庶務に関すること。

六 委員会の会議に関すること（審査第一課の所掌に属するものを除く。）。

七 中央労働委員会規則の制定及び公布に関すること。

八 あっせん員候補者及び臨時のあっせん員の委嘱並びにあっせん員、調停委員及び仲裁委員の指名に関すること。

九 公文書類の審査並びに公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

十 広報に関すること。

十一 委員会の事務のために必要な資料の収集、整理及び保存に関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（審査第一課）

第六十七条 審査第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 不当労働行為に係る事務に関する連絡調整に関すること。

二 委員会の会議（公益委員のみで行うものに限る。）に関すること。

三 労働組合の資格審査及びこれに係る再審査に関すること。

四 労働組合法第五条（労働組合として設立されたものの取扱）第一項の規定による立証及び同法第十一条（法人である労働組合）第一項の規定による証明に関すること。

五 労働組合法第十八条（地域的の一般的拘束力）の規定による決議に関すること。

六 不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。

七 委員会の事務のために必要な労働組合の規約、労働協約及び不当労働行為等の研究に関すること。

八 第三号から第六号までに掲げる事務並びに次条及び第六十九条（審査第三課）に規定する事務並びに労働関係調整

法第四十二条（労働委員会による処罰請求）の規定による請求に関する地方労働委員会の事務処理に関する報告の徴取、指示、示唆、助言及び管轄指定に關すること。

（審査第二課）

第六十八条 審査第二課においては、主として労働組合法第七條（不当労働行為）第一号又は第四号に掲げる不当労働行為に關する調査、審問、事實認定、命令及び再審査に關する事務をつかさどる。

（審査第三課）

第六十九条 審査第三課においては、主として労働組合法第七條（不当労働行為）第二号又は第三号に掲げる不当労働行為に關する調査、審問、事實認定、命令及び再審査に關する事務をつかさどる。

（調整第一課）

第七十条 調整第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 労働関係調整法第九条（爭議行為の届出義務）の規定に

よる届出の受理、同法第三十七条（公益事業に対する抜打爭議行為の禁止）の規定による通知の受理並びに労働爭議のあつせん、調停及び仲裁の申請及び請求の受理に關すること。

二 労働関係調整法第三十五条の二（緊急調整の決定）第二項の規定による緊急調整の決定に關する委員会の意見に關すること。

三 労働爭議のあつせん、調停及び仲裁のために必要な調査に關すること。

四 労働爭議のあつせん、調停及び仲裁の事務に關する地方労働委員会の事務処理に關する報告の徴取、指示、示唆、助言及び管轄指定に關すること。

五 あつせん員候補者及び特別調整委員に対する資料の提供その他必要な連絡に關すること。

六 公益事業及びこれに準ずる事業以外の事業に關する労働爭議の實情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に關するこ

と。

七 前各号に掲げるもののほか、委員会の行う労働争議に関する事務で調整第二課の所掌に属しないもの。

(調整第二課)

第七十一條 調整第二課においては、公益事業及びこれに準ずる事業に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務をつかさどる。

第二節 公共企業体等労働委員会事務局

第一款 特別な職

(特別な職)

第七十二條 公共企業体等労働委員会（以下この節において

「委員会」という。）の事務局に事務局次長一人を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の所掌に係る事務を整理する。

第二款 課の設置等

(事務局の分課)

第七十三條 委員会の事務局に、庶務課及び調査官四人を置く。

(庶務課)

第七十四條 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

一 職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二 職員の福利厚生に関すること。

三 予算、決算及び会計に関すること。

四 行政財産及び物品に関すること。

五 庁内の取締りその他庶務に関すること。

六 委員会の会議に関すること。

七 公共企業体等労働委員会規則の制定及び公布に関すること。

八 公文書類の審査並びに公文書類の接受、発送、編集及び

保存に関すること。

九 広報に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務局の所掌に係る事務で調査官の所掌に属しないもの

(調査官)

第七十五条 調査官は、命を受けて次の事務を分掌する。

一 公共企業体等労働関係法第二十五条の三(公益委員のみで行う権限)第一項に規定する事務に関すること及びこれに関する調査に関すること。

二 公共企業体等労働関係法第二十五条の三第二項に規定する調査に関すること。

三 公共企業体等労働関係法第二条(定義)第一項の公共企業体等とその職員との間の紛争に係るあつせん、調停又は仲裁に関すること及びこれらに関する調査に関すること。

附 則 (略)

婦人少年問題審議会令

昭和二十四年六月二十日
政令 第二百十九号

(趣旨)

第一条 この政令は、労働省組織令（昭和二十七年政令第三百九十三号）第五十九条（審議会等）第一項及び第二項に定めるもののほか、婦人少年問題審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十四人以内で組織する。

第三条 委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び労働省組織令第五十九条（審議会等）第二項各号に掲げる

事項に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。ただし、労働者を代表する委員と使用者を代表する委員とは、同数とする。

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

4 委員は、非常勤とする。

第五条 学識経験者たる委員のうちから委員によって選挙された者は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を行う。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 各部会に属すべき委員は、審議会に諮った上、会長が指名する。

3 委員のほか、必要がある場合には、各部会に五人以内の専門委員を置くことができる。専門委員は、当該部会の同意を得て、労働大臣が任命する。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第三条ただし書及び前条の規定は、部会に準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、労働省労働基準局賃金福祉部企画課及び婦人局庶務課において処理する。

(雑則)

第八条 この政令に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会にはかった上、会長が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月二五日政令第一三九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 婦人少年問題審議会の委員の数については、この政令の施行後はじめて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行なわれる日の前日までは、改正後の第二条(組織)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この政令の施行の際現に婦人少年問題審議会の委員である者の任期については、改正後の第四条第一項(委員の任期)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和四七年七月一日政令第二六二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 〔昭和五九年六月二二日政令第二二二号〕

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 〔昭和六一年三月二八日政令第三八号〕

この政令は、公布の日から施行する。

